

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
A 市からの連絡で、申立期間の国民年金保険料を B 支所の窓口で職員に納めたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が亡くなった後、申立人が就職する前に、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、戸籍によると申立人の母は昭和 45 年*月に亡くなっており、オンライン記録によると申立人は 46 年 8 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間の保険料を納付したとする時期は、45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施された第 1 回特例納付期間内に該当する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として 2 万円余り納付したとしているところ、当該金額は、第 1 回特例納付を利用した申立期間の保険料 2 万 1,600 円とおおむね一致している。

さらに、申立人は A 市役所 B 支所（現在は、A 市役所 C 出張所）の窓口で同支所職員に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、別の元 B 支所職員は、国民年金の過年度保険料、特例納付保険料及び追納保険料は国庫金であるため支所では収納できないが、いったん、支所で預かり、本庁である A 市役所を通じて処理していたとしていることから、申立人の供述には信ぴょう性がある。

加えて、申立人の国民年金保険料は申立期間以外に未納が無く、申立人の夫については全期間納付済みであることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月

両親は自営業をされており、私も高校卒業後は両親を手伝っていた。国民年金については、母が加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。母から私の国民年金保険料は最初から納付しているから心配いらないと言われており、国民年金手帳も渡された。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市作成の国民年金被保険者名簿の記載によると、申立人は、昭和45年6月26日に加入の届出をしたものと推認され、その際の生年月日は「昭和25年*月*日」、被保険者資格取得年月日は「昭和45年*月*日」とされていたが、同年7月31日に生年月日は「昭和25年*月*日」に、被保険者資格取得年月日は「昭和45年*月*日」に訂正されたことが確認できる上、同被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間直後の同年5月から同年9月までの国民年金保険料は、生年月日及び被保険者資格取得年月日の訂正後である同年9月に納付されたことが確認でき、これらのことを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていないことは不自然である。

また、申立人は、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているところ、当時同居していた申立人の両親の保険料はすべて納付済みとなっている上、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間以外に未納は無いなど、申立人の母の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

昭和48年に結婚し、当時は任意加入の意思は無かった。49年5月か6月ごろに、A市（現在は、B市）から国民年金の納付書が送られてきた。不審に思い夫と相談し、市役所に直接相談に行った。市役所の総合案内で担当課を聞き、2階に案内され、2階の若い男性職員から納めなければならぬと言われた。その場で1期分を納め、その後は郵便局と市役所の窓口で納めたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、任意加入の意思が無かったにもかかわらず、A市から納付書が届いたと主張しているが、当時は、市町村が、個々の住民について、国民年金の加入対象者であるか否かについて把握する仕組みは無く、厚生年金保険被保険者の配偶者が国民年金に任意加入する場合は、原則として本人自らが市町村に届出を行う必要があり、B市においても、国民年金への加入申出をしていない住民に対し保険料の納付書を送付することは無いと説明している。

また、申立人は、昭和49年5月ないし6月ごろに納付書が届いたと述べているが、申立人の所持する年金手帳、申立人に係るオンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市作成の国民年金被保険者名簿における被保険者資格取得年月日は50年1月6日となっていることから、申立期間は国民年金に加入していなかった期間となり、申立人に対し保険料の納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月にA市で払い出されているところ、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳記号番号及び国

民年金手帳を交付されていないとし、同年1月に初めて年金手帳の交付を受けたと思うとも述べているなど、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月まで

私は、免除期間 7 年分の国民年金保険料を 1 回ですべて追納した。免除のままになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、7 年分の保険料を追納したとしているが、申立人が保険料の納付を免除されていた期間は、既に追納されている期間を含めても 3 年 8 か月間であり、7 年分まとめて追納したとする主張とは矛盾する。

また、申立人は、納めたとする金額と時期など詳しいことは覚えていないとしている一方で、申立期間の保険料を追納したのは、国民年金を受給するための相談をした 62 歳ごろではないかともしているが、申立人が 62 歳になる昭和 60 年では、申立期間の保険料は時効により追納することはできない。

さらに、申立人は、免除期間の国民年金保険料は 1 回ですべて追納したとしているところ、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 11 月に、44 年 9 月から 45 年 3 月までの 7 か月間の免除期間の保険料を追納していることが確認できる上、50 年 11 月の時点においても、申立期間の保険料は時効により追納することはできない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで

申立期間当時の私の国民年金保険料は、父母の保険料と一緒に農協で納付していたと父が話していたし、自分でもそのように記憶している。

申立期間が未納期間とされていることには納得できず、再度、関係機関を調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が農業協同組合を通じて国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の父は既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が曖昧であり、申立人から聴取しても、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人は、自身の保険料納付について、申立人の父母の保険料と一緒に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月に払い出されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付するには過年度保険料として納付する必要があるのに対し、申立人の父母の保険料は、国民年金被保険者台帳によると、申立期間について現年度納付されていることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、保険料の納付はすべてA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）で行っていたはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日から、申立人が申立期間の保険料を納付する場合は、社会保険事務所（当時）発行の過年度納付書で納付することになるところ、B農業協同組合では、国庫金である過年度保険料の取扱いをA農業協同組合で始めたのは昭和50年6月30日からとしており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人は、C市以外に住民登録をしていないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

申立期間当時、私は、勤めていた会社を辞めて、親から国民健康保険に加入するよういわれ役場で加入し、国民年金保険料も含めて納めたので未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、退職後、国民健康保険に係る加入手続きを行い、国民年金保険料も含めて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年4月以降に払い出され、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」及びオンライン記録の被保険者資格取得年月日は7年4月1日で一致していることから、申立期間は、国民年金に加入していなかった期間となり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和60年4月以降、A村（現在は、B市）以外に住民登録をしていないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 50 年 3 月まで
家業を手伝っていたころ、母が、将来のために国民年金の保険料を納付してやらなければならないと言って、手続してくれたはずだ。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の母は既に他界しており、申立人自身は直接関与しておらず、申立人からは具体的な供述が得られず、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A年金事務所によると、昭和 50 年 2 月以降に、特別適用により払い出されていることが確認でき、申立人は 44 年 9 月にさかのぼって資格取得している。特別適用は、当時、国民年金に加入していなかった者に対して職権で適用したものであり、特別適用時点で、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、B市以外に住所を移動しておらず、昭和 49 年 11 月から交付開始となったオレンジ色の年金手帳以外所持したことは無いとしているなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。